

宣 誓 書

1. 貨物自動車運送事業法第3条による一般貨物自動車運送事業、又は同法第35条による特定貨物自動車運送事業の許可を受け、岡山県内に営業所を設置して貨物自動車運送事業を営んでいること。
2. 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 1年以上の拘禁刑（懲役又は禁錮の刑）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (2) 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項の通知が到達した日（同条第3項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。第4号において同じ。）前60日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第6号及び第8号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - (3) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第5条第3号の規定に基づき貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号。以下「施行規則」という。）第3条の2に規定する密接な関係を有する者が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者
 - (4) 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る聴聞の通知が到達した日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第32条（第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - (5) 法第60条第4項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（施行規則第3条の3に定める特定の日をいう。）までの間に法第32条（第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - (6) 第4号に規定する期間内に法第32条（第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止の届出があった場合において、同号の聴聞の通知が到達した日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - (7) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号（第3号を除く。）のいずれかに該当するもの
 - (8) 法人であって、その役員のうち前各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する

者のあるもの

(9) この法人を除名されて1年を経過しない者

(10) 当社並びに当社役員及び経営に実質的に関与している者は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないこと

①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者

④暴力団準構成員 ⑤暴力団関係企業 ⑥総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知的暴力団 ⑧その他前各号に準ずる者

(11) 現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係がないこと。

①反社会的勢力によって、その経営を支配させる関係

②反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係

③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど反社会的勢力を利用している関係

④反社会的勢力に対して資金等を供与し、又は便宜を供与するなどの関係

⑤その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

(12) 自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかの行為も行わないこと。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計又は威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3. この法人の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従うものであること。

以上のとおり相違ないことを宣誓いたします。

年 月 日

住 所

名 称

代表者名

㊞